〈商品説明書〉

にこにこ定期預金

（2026年11月2日現在）

1. 商品名（愛称）		○ 自由金利型定期預金 ＜単利型＞ （愛称） にこにこ定期
2. 販売対象		○ 法人および個人のお客さま （個人事業主のお客さまも対象としています。）
3. 募集総額		○ 50億円
4. 取扱期間		○ 2026年11月2日（月）～2026年12月30日（水） 注） 募集総額に達した場合、金利情勢の変化、その他事由等により、お取り扱いを変更・中止させていただく場合があります。
5. 商品内容		
	(1) 種類	○ 預入金額100万円以上1，000万円未満： スーパー定期預金＜単利型＞（自動継続） ○ 預入金額1，000万円以上： 大口定期預金＜単利型＞（自動継続）
	(2) 預入方法	○ 一括預入 ◆営業店窓口のみのお取り扱いとなります。 ◆ATMまたはインターネットバンキングではお取り扱いできません。 注） 新規にお預け入れいただく資金に限ります。（お申込日から遡って過去1カ月以内の現金入金、他金融機関からのお振込等によって、既にご入金いただいている資金（定期性預金を除きます）も「新規にお預け入れいただく資金」として取扱います。）
	(3) 預入金額	○ 100万円以上5億円以内（1円単位・1顧客の預入総額は5億円以内）
	(4) 預入期間	○ 5年
	(5) 預入金利	○ 年2．00％（個人の場合： 税引後 年1．593％） ※法人のお客さまは総合課税となります。 ※初回満期日以降の適用利率は、継続日におけるスーパー定期預金または大口定期預金の店頭表示利率が適用されます。 ※店頭表示利率は、当行ホームページにてご確認ください。
	(6)利息計算方法	○ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
	(7) 利払方法	○ 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（中間利払利率は預金の利率に70％を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。満期日に、中間利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額を支払います。
	(8) 税金	○ 一般法人： 総合課税 ○ 個人： 原則、20．315％の源泉分離課税 ※マル優は非課税扱い
	(9) 中途解約時（初回満期日までの解約）	○ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。（スーパー定期預金は小数点第3位以下、大口定期預金は小数点第4位以下切捨て） ※ 中途解約利率は、約定利率に預入日から解約日までの預入期間に応じた下記の掛目を掛けて算出した利率を適用します。なお、この解約利率が解約日現在の普通預金利率を下回った場合は解約日における普通預金利率を適用します。 ◆ 預入期間が6カ月未満の場合 ― 解約日における普通預金の利率 ◆ 預入期間が6カ月以上1年未満の場合 ― 約定利率×30％ ◆ 預入期間が1年以上1年6カ月未満の場合 ― 約定利率×40％ ◆ 預入期間が1年6カ月以上2年未満の場合 ― 約定利率×50％ ◆ 預入期間が2年以上2年6カ月未満の場合 ― 約定利率×60％ ◆ 預入期間が2年6カ月以上3年未満の場合 ― 約定利率×70％ ◆ 預入期間が3年以上4年未満の場合 ― 約定利率×80％ ◆ 預入期間が4年以上5年未満の場合 ― 約定利率×90％
	(10) 付加できる特約事項	○ 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利息は担保定期預金の約定利率に0．50％を上乗せした利率）
6. 当行が契約している指定紛争解決機関		○ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号0570－017109または03－5252－3772
7. その他参考となる事項		○ 預金保険の対象商品です。 ○ 満期日以後の利息は処理日における普通預金利率により計算します。 ○ 預金および通帳等は譲渡、質入れすることはできません。 ○ マル優のお取り扱いは通帳にマル優限度額の設定がある場合のみ対応が可能です。